

「にいがたふうど」記事作成業務委託における 委託業者選定プロポーザル実施要領

令和7年8月 27日
新潟市農林水産部食と花の推進課

1 趣旨

この要領は、「にいがたふうど」記事作成業務の委託に際し、公募型プロポーザル方式により、優れた提案及び能力を有し適格と判断される受託者を選定するために必要な事項を定めるものである。

2 提案を求める業務の概要

- (1) 業務名称 「にいがたふうど」記事作成業務
- (2) 業務内容 別添「業務委託仕様書」のとおり
- (3) 契約期間 契約締結日から令和8年3月23日（月）まで
- (4) 提案上限金額 1,600,000 円（消費税及び地方消費税を含む）
- (5) 費用分担 受託者が業務を遂行するにあたり必要となる経費は、契約金額に含まれるものとし、市は、契約金額以外の費用は負担しない。

3 業者選定方法

公募型プロポーザル方式とし、選定にあたっては、提案者によるプレゼンテーションを行い、審査基準に基づき、提案者の順位を決定する。

4 参加要件

提案者は、下記の要件全てを満たすものとする。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 暴力団（新潟市暴力団排除条例（平成24年新潟市条例第61号第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同条第3号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）が経営に関与している法人ではないこと及び暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。
- (3) 新潟市内に本社又は営業所等が所在する企業・団体等であること。
- (4) 新潟市の入札参加資格者名簿に登録されていること、もしくは以下の要件を満たしている者。
 - ① 市税、法人税、所得税、消費税及び地方消費税を滞納していない者
 - ② 参加申請を行う日において、引き続き1年以上の事業を営んでいる者。ただし、承継を受けている場合は、承継前の事業期間を含む。
- (5) 本公募による手続きの開始から契約締結までの間に、新潟市競争入札参加有資格者指名停止等措置要領の規定に基づく指名停止の措置を受けていない者。新潟市の入札参加資格名簿に登載されていない者にあつては、本公募による手続き開始から契約締結までの間、新潟市の指名停止の措置要件に該当する行為を行っていない者。

- (6) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立てがなされていない者。ただし、同法に基づく裁判所からの再生計画認可を受けている場合を除く。
- (7) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者。ただし、同法に基づく裁判所からの再生計画認可を受けている場合を除く。

5 スケジュール

- | | |
|-----------------|----------------------------|
| (1) 公募開始 | : 令和 7 年 8 月 27 日（水） |
| (2) 質問書の提出期限 | : 令和 7 年 9 月 4 日（木）午後 5 時 |
| (3) 質問への回答 | : 令和 7 年 9 月 8 日（月）[予定] |
| (4) 参加表明書提出期限 | : 令和 7 年 9 月 10 日（水）午後 5 時 |
| (5) 提案書・辞退届提出期限 | : 令和 7 年 9 月 18 日（木）午後 5 時 |
| (6) 選定委員会（提案審査） | : 令和 7 年 9 月 24 日（水）[予定] |
| (7) 選定結果通知 | : 令和 7 年 9 月 26 日（金）[予定] |
| (8) 契約締結 | : 選定後、速やかに実施 |

6 質問及び回答

提案の意思のあるものは、本業務及び本要領について質問することができる。なお、質問は下記のとおり質問書を提出すること。

- (1) 提出書類

【別紙 1】質問書

- (2) 提出場所

「12 提出先、問合せ先」

- (3) 提出期限

令和 7 年 9 月 4 日（木）午後 5 時必着

- (4) 提出方法

電子メール

- (5) 回答方法

令和 7 年 9 月 8 日（月）までに回答を質問者全員に電子メールで送付するとともに、新潟市ホームページに掲載する。

ただし、参加資格要件を満たさないことが明らかな者からの質問については、本市は回答しないことができる。

なお、質問に対する回答は本要領の追加又は修正とみなす。

7 参加表明書の提出

本プロポーザルに参加する場合は、下記のとおり参加表明書を提出すること。

- (1) 提出書類

【別紙 2】参加表明書

※新潟市の入札参加資格者名簿に登録されていない者は、参加表明時に下記の書類も提出すること。（写しの提出可）

- ① 登記事項証明書
 - ② 直近の決算報告書
 - ③ 新潟市税の納税証明書（新潟市入札用）※参加表明月の1ヶ月前以降に証明されたもの。
 - ④ 【別紙3】暴力団等の排除に関する誓約書兼同意書
- (2) 提出部数1部
- (3) 提出場所
「12 提出先、問合せ先」
- (4) 提出期限
令和7年9月10日（水）午後5時必着
- (5) 提出方法
持参、電子メール、郵送のいずれか
※持参の場合は、市役所開庁日の午前9時から午後5時までに提出すること。
※郵送の場合は、提出期限までの必着とする。
- (6) 辞退
参加表明書提出後に参加を辞退する場合は、【別紙4】辞退届を提出すること。提出期限は令和7年9月18日（木）午後5時までとする。

8 提案書の提出

参加者は、指定期日までに本市に提案書等を提出すること。

- (1) 提出書類
- ① 企画提案書
※様式・枚数は任意とするが、プレゼンテーションにおいて全てのページが説明できる分量であること。
 - ② 【別紙5】組織の概要及び業務実績
 - ③ 【別紙6】委託業務の運用体制
 - ④ 見積書（様式任意・内訳及び積算根拠記載）
 - ⑤ その他配布を希望するもの
- (2) 提案書の作成
- 企画提案書に記載すべき事項は以下のとおりであり、「業務委託仕様書」に基づき、考え得る最適な方策を具体的に示し、審査基準と提案内容の関係が明確に判断できるようにするものとする。
- ① 事業全体のコンセプト
業務の目的に対する考え方、コンセプト、仕掛け等
 - ② 記事作成業務
全体構成、表題、内容のイメージや作成スケジュール等
 - ③ 情報発信業務
ターゲット、情報掲載媒体、プロモーション方法等
 - ④ 効果測定
事業の成果指標、設定根拠、測定方法等

⑤ 自由提案

仕様書で示す以外に、本業務の目的達成に資すると思われる独自提案。

⑥ 提案書は自由書式により作成するものとし、用紙の大きさは原則A 4 判、横書き、両面（長辺とじ）印刷とすること。ただし、記載内容により、見やすさ等に配慮してA 3 判（閉じる際にはA 4 判の大きさに織り込むこと。）のページを含んでも構わない。

⑦ 提案は1 者につき、1 件とする。

⑧ 提案書等に記載された内容については、提案時に提出した見積額に追加費用を伴わず実施する意思があるものとみなす。

（3）提出部数

正本1 部、副本6 部

※社名等は正本のみに記載し、副本には提案者が特定できるもの（社名、社章等）を一切記載しないこと。また、提案書提出後の追加及び変更等は認めない。

（4）提出場所

「12 提出先、問合せ先」

（5）提出期限

令和7年9月18 日（木）午後5時必着

（6）提出方法

持参又は郵送

※持参の場合は、市役所開庁日の午前9時から午後5時までに提出すること。

※郵送の場合は、提出期限までの必着とする。

（7）企画提案書に対する質問

提案書等の内容について、本市が参加者に問い合わせを行った場合、速やかに回答すること。

9 委託候補者の選定

（1）選定委員会

受託者の選定は、各提案者提出の提案書に基づき選定委員会が行う。選定委員の構成内訳は審査終了まで非公開とする。

（2）選定方法

① 受託者の選定は、各提案者提出の提案書を使用し、選定委員による書類審査及びプレゼンテーション審査を実施する。

プレゼンテーションは令和7年9月24日（水）の実施を予定しており、詳細については別途参加者へ通知する。

② プレゼンテーションの際に使用するPCは各自で用意すること。スクリーン及びプロジェクター（HDMI ケーブル）は本市で用意するが、これらを各自で持参し使用することも可能。

③ 出席者は3人以内とし、この業務を担当する予定の管理責任者1人及び主担当者1人は必ず出席すること。

④ プレゼンテーションは事前に提出した資料に基づいて行うこと。それ以外の資料は認めない。また、事前に提出した企画提案書は全てのページを説明に用いること。

- ⑤ プレゼンテーション審査の時間は、1 者あたり 25 分以内（説明 15 分、質疑 10 分）を予定している。
- ⑥ 審査基準に基づき採点を行い、得点の最も高い者を最優秀提案者、次に得点の高い者を次点者として選定する。最優秀提案者が 2 人以上あるときは、選定委員会の協議により決定することとする。
- ⑦ 提案者が 1 者のみであった場合、審査の結果、市が求める目的に沿ったものであると判断した場合において、その者を委託候補者とする。

（３）審査基準

評価項目		評価の視点	配点割合	配点
企画提案力	事業趣旨の理解	提案内容が委託仕様書「２ 目的」に沿っており、業務内容を十分に理解しているか。	25	70
		ターゲットの興味を引くものであり、コンテンツを読みたくなる工夫がされているか。また、委託仕様書「４ 業務内容」（１）ソの観点が十分に反映されているか。	10	
		委託仕様書「４ 業務内容」（２）効果的な情報発信に関し、効果検証が盛り込まれているか。	15	
	独自性	事業の趣旨に沿った独自性のある提案がされているか。	10	
	見積金額	提案内容に対して妥当な価格を設定しているか。	10	
業務遂行能力	適切な進行管理	業務を遂行するのに十分な人員・組織体制が提案されているか。また、実施スケジュールなどから、事業の確実な実施が見込まれるか。	15	30
	経験・実績	類似業務の実績から、業務の運営を円滑に行うことが見込まれるか。	10	
	企業体制	ワーク・ライフ・バランスの取組を推進しているか。また、女性など多様な人材の確保・定着による企画力の高度化が図られているか	5	
合 計			100	100

（４）失格事由

次のいずれかに該当した場合は、選定対象から除外する。

- ① 提案書を提出期限日時までに提出しなかった者
- ② 上記２（４）の提案上限金額を超える見積金額を提案した者
- ③ 選定委員に対して、直接、間接を問わず、故意に接触を求めること
- ④ 他の参加者と企画提案の内容又はその意思について相談を行うこと
- ⑤ 事業者選定終了までの間に、他の参加者に対して企画提案の内容を意図的に開示すること
- ⑥ 提出書類に虚偽の記載を行うこと
- ⑦ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと

(5) 選定結果の通知

選定結果については、すべての提案者に選定、非選定の旨を通知するほか、新潟市ホームページに社名（最優秀提案者のみ公開、その他提案者は非公開）、順位、得点等を掲載する。なお、審査内容等の問合せについては、一切受け付けないものとする。

10 契約に関する基本事項

(1) 委託事業者の決定

- ① 選定委員会で決定した最優秀提案者に対し、委託契約の締結交渉を行う。
- ② 最優秀提案者との委託契約の締結交渉の結果、合意に至らなかった場合、もしくは最優秀提案者の本提案における失格事項又は不正と認められる行為が判明した場合は、次点者を繰り上げて、委託契約の締結交渉を行う。

(2) 契約方法

新潟市契約規則の規定に基づき、委託契約を締結する。契約内容は、仕様書及び提案書に基づき、審査結果を考慮のうえ詳細を協議し、決定する。ただし、提案内容は実現を約束したものとみなす。

なお、契約の締結に際し、万一、応募書類の記載内容に虚偽の内容があった場合は、契約締結をしないことがあるほか、新潟市競争入札参加有資格業者指名停止等措置要領に基づく停止措置を講じることがある、また本市は被った損害について、賠償請求を行うことがある。

(3) 委託料の支払い

業務完了後、本市の検査を経て、受託者の請求に基づき支払うこととする。

(4) 契約の解除

契約締結後に受託者の本提案における失格事項又は不正と認められる行為が判明した場合は、契約の解除ができるものとする。なお、契約の解除により損害を受けた場合は、新潟市に対してその損失の補償を求めることができないものとする。

(5) 再委託の禁止

本業務について、第三者への委託は認めない。ただし、予め書面による承諾を得た場合はこの限りでない。

11 特記事項

- (1) 企画提案書等の作成、提出等に要する費用（旅費及び通信費を含む）は、すべて提案者の負担とする。
- (2) プロポーザルの過程で得た情報等は本市に帰属し、市は調査手段等を含め公開・配布できるものとし（個人情報及び公開によりその者の権利、競争上の地位その他利益を害すると認められる情報を除く）、参加希望者はこのことに同意の上、参加表明をする。
- (3) 委託事業者の名称は公表できるものとする。
- (4) 提出されたすべての企画提案書は返却しない。
- (5) 提出された企画提案書は、市の所有物として組織内で複写・配布する場合がある。
- (6) 提出された提案書等の内容について審査の過程で疑義が生じた場合は、必要に応じて本市から疑義の照会を行うことがある。
- (7) 郵送等の事故については、本市はいかなる責任も負わない。

- (8) やむを得ない理由により本選定を実施することができないと認められる場合は、本選定を中止することがある。なお、この場合において、提案に要した費用を本市に請求することはできない。
- (9) 参加者は選定後、本実施要領等について不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。
- (10) 本実施要領に定めのない事項については競争性、公平性を考慮の上、適宜市が判断する。
- (11) 本手続きにおいて使用する言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び軽量法による。
- (12) 本手続きに則り締結した契約について、契約期間中に契約に係る歳出予算の減額又は削除があった場合は、契約を変更し、又は解除をすることがある。
- (13) 採用された企画提案書は、「新潟市情報公開条例（昭和 61 年新潟市条例第 43 号）に基づき、非公開情報（個人情報、法人の正当な利益を害する情報等）を除いて、情報公開の対象となる。
- (14) 参加申請後に新潟市競争入札参加有資格業者指名停止等措置要領に基づく停止措置を受けた者又は暴力団（新潟市暴力団排除条例（平成 24 年新潟市条例第 61 号第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同条第 3 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）が経営に関与している法人ではないこと及び暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者のプロポーザル参加は無効とする。

12 提出先、問合せ先

新潟市農林水産部食と花の推進課 食育・食文化担当
〒951-8554 新潟市中央区古町通 7 番町 1010 番地 ふるまち庁舎 6 階
TEL：025-226-1802
FAX：025-226-0021
E-mail：shokuhana@city.niigata.lg.jp